

SanRex

第 88 期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年 6 月 28 日（火曜日）
午前 10 時 （受付開始午前 9 時）

場所

大阪市淀川区宮原四丁目 2 番 1 号
ホテルメルパルク大阪 4 階「ソレイユ」
（末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議 事項

第 1 号議案 定款一部変更の件
第 2 号議案 取締役 6 名選任の件

〈新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ〉

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権行使を推奨申し上げます。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈お土産の廃止について〉

一昨年より株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6882/>



目 次

第88期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	14
計算書類	29
監査報告	33
第88期定時株主総会会場ご案内略図	

経営理念

1. 社会に価値ある製品を

常に社会の求める製品の創造につとめ
よりよい品質によって社会の発展に貢献する

2. 企業に利益と繁栄を

常に衆知を集めて企業の繁栄をめざし利益の確保につとめ
社会的責任を全うする

3. 社員に幸福と安定を

常に新たな英気をもって未来をみつめ信頼と協調によって
社員の幸福と安定したくらしをはかる

時代がどのように変わろうとも、三社電機製作所の最も重要な社会的責任は、メーカーとして社会に価値ある「モノづくり」にあります。

「モノづくり」を通じ、お客様の満足を実現し、利益を生み出すことで、企業の持続的成長があるとの視点に立ち、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、発展していくことを目指しております。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansha.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

1. 事業報告の「会社の体制および方針」
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansha.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎株主様ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意願います。

証券コード 6882
2022年6月7日

株 主 各 位

大阪市東淀川区西淡路三丁目1番56号
株 式 会 社 三 社 電 機 製 作 所
取締役社長 吉 村 元

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第88期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月27日（月曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階「ソレイユ」
（末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案
- 第2号議案

- 定款一部変更の件
取締役6名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年 6 月27日（月曜日）午後5時10分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年 6 月27日（月曜日）午後5時10分到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本冊子をご持参ください。

日時 2022年 6 月28日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時）

場所 ホテルメルパルク大阪 4階「ソレイユ」
（末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。）

議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットと書面（郵送）により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	〈削除〉
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
〈新設〉	(電子提供措置等)
	第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款 (新設)	変更案
	<u>附則</u> 1. <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元に簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。なお、本件は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

電子提供制度適用以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三井住友信託銀行へお問い合わせください。

第2号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。取締役5名の改選と新たに1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は、取締役の選任基準に基づき、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員選任基準および独立性の判断基準」を満たしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況	取締役会の 出席状況
1	よし むら はじめ 吉 村 元 再任	代表取締役社長	100% (15／15回)
2	ふじ わら まさ き 藤 原 正 樹 再任	取締役専務執行役員 経営企画本部長	100% (15／15回)
3	ず もと ひろ し 頭 本 博 司 再任	取締役常務執行役員 半導体事業統括 兼 半導体製造本部長 三社電機（上海）有限公司董事長	100% (11／11回)
4	かつ しま はじめ 勝 嶋 肇 新任	常務執行役員 電源機器事業統括 兼 電源機器製造本部長 サンレックスリミテッド董事長 三社電機（広東）有限公司董事長	—
5	う の あきら 宇 野 輝 再任 独立役員 社外取締役	社外取締役 橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役 京都大学大学院経済学研究科・経済学部フェロー （経済学博士） DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー	100% (15／15回)
6	い な こう いち 伊 奈 功 一 再任 独立役員 社外取締役	社外取締役 株式会社クボタ社外取締役 一般社団法人中部産業連盟会長	100% (15／15回)

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役および監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、株主代表訴訟担保特約条項に関しては各役員等個人負担とし、その他は会社が負担しております。2022年6月更新時においては、全額会社負担として更新を予定しております。

候補者番号
1

よし むら はじむ
吉村 元

(1954年1月10日生：満68歳)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1976年4月	松下電工株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社	2015年1月	当社副社長執行役員全社統括担当
2001年1月	株式会社松下電工米国研究所副社長	2015年6月	当社取締役副社長執行役員企画本部担当
2007年4月	松下電工株式会社執行役員照明デバイス開発事業部長	2017年6月	当社代表取締役副社長執行役員
2007年6月	SUNX株式会社（現パナソニックデバイスSUNX株式会社）取締役社長	2018年4月	当社代表取締役社長（現任）
2012年6月	パナソニックエコシステムズ株式会社代表取締役社長		
2014年8月	当社顧問		

所有する当社の株式数	21,800株
取締役会への出席状況	15／15回
取締役在任年数（本総会終結時）	7年

取締役候補者とした理由

吉村元氏は、パナソニックグループにおいて経営者として培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。さらには、同グループにおいて海外現地法人副社長も経験し、グローバル経営への知見も豊富であります。また、当社代表取締役社長就任以降、「Global Power Solution Partner」をキーワードとし、企業価値の向上に向けて成長戦略および経営改革を推進しております。今後の当社グループの持続的成長とさらなる発展を確実なものにするために、同氏のリーダーシップのもと、経営にあたるのが妥当であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号
2

ふじ わら まさ き
藤原 正樹

(1953年12月23日生：満68歳)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年4月	松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社	2014年3月	当社顧問
2000年1月	マレーシア松下テレビCo.,Ltd.管理部門担当取締役	2014年6月	当社取締役専務執行役員管理本部長
2004年11月	松下電器産業株式会社技術経理センター所長	2018年3月	株式会社クボタ社外監査役
2006年12月	同社パナソニックAVCネットワークス社経理センター所長	2018年4月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長（現任）
2010年5月	パナソニック保険サービス株式会社代表取締役社長		

所有する当社の株式数	14,700株
取締役会への出席状況	15／15回
取締役在任年数（本総会終結時）	8年

取締役候補者とした理由

藤原正樹氏は、パナソニックグループにおいて、経営者として培った豊富な経営経験と管理に関する幅広い知見を有しております。さらには、同グループにおいて海外現地法人取締役も経験し、グローバルな視点を有しております。2014年6月に当社取締役就任以降、管理部門・経営企画部門を統括し、適切な役割を果たしております。その豊富な経験を今後の当社グループの事業展開において十分に発揮できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

ず も と ひ ろ し

頭 本 博 司

(1959年4月18日生：満63歳)

再任

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	当社入社	2020年4月	当社常務執行役員半導体事業統括兼半導体製造本部長
2005年5月	当社生産技術部長	2020年5月	三社電機(上海)有限公司董事長(現任)
2011年9月	当社岡山工場長	2021年6月	当社取締役常務執行役員半導体事業統括兼半導体製造本部長(現任)
2012年4月	当社執行役員半導体製造本部長兼岡山工場長		
2018年4月	当社常務執行役員半導体製造本部長		

（重要な兼職の状況）

三社電機（上海）有限公司董事長

■ 所有する当社の株式数 8,400株

■ 取締役会の出席状況 11／11回

■ 取締役在任年数（本総会終結時） 1年

■ 取締役候補者とした理由

頭本博司氏は、入社以来、生産技術担当として当社全ての工場における生産性の向上、生産体制の強化に携わってまいりました。2012年4月からは半導体事業の要職を経て、2021年6月に当社取締役に就任以降、半導体事業の分野に関する高い能力と専門性をもって半導体事業を統括するとともに、当社の経営を監督するなど適切な役割を果たしております。その豊富な経験を今後の当社の事業展開において十分に発揮できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

か つ し ま

は じ め

勝 嶋

肇

(1959年1月29日生：満63歳)

新任

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月	当社入社	2021年4月	当社常務執行役員電源機器副事業統括兼電源機器製造本部長
2009年4月	当社研究部長		
2011年4月	当社執行役員技術本部長		サンレックスリミテッド董事長(現任)
2016年11月	株式会社三社電機イースタン（現株式会社諏訪三社電機）代表取締役社長	2022年4月	三社電機(広東)有限公司董事長(現任) 当社常務執行役員電源機器事業統括兼電源機器製造本部長(現任)

（重要な兼職の状況）

サンレックスリミテッド董事長
三社電機（広東）有限公司董事長

■ 所有する当社の株式数 10,700株

■ 取締役候補者とした理由

勝嶋肇氏は、入社以来、研究開発担当として新エネルギー分野の製品開発に携わってまいりました。2016年11月からはグループ会社の代表取締役として経営に携わり、現在は当社の電源機器事業の統括責任者としてリーダーシップを発揮しています。今後も成長戦略を実行し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、同氏の豊富な経験と知見の活用が必要であると判断したため、同氏を新たに取締役候補者としていたしました。

候補者番号
5

う の あきら
宇 野 輝

(1942年8月15日生：満79歳)

再任

独立役員

社外取締役

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1966年 4 月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2003年 6 月	S M B C コンサルティング株式会社 代表取締役会長兼会長執行役員
1993年 6 月	同行取締役人形町支店長	2006年 2 月	日本郵政株式会社執行役員
1996年 2 月	株式会社住友クレジットサービス代 表取締役専務	2007年10月	株式会社ゆうちょ銀行常務執行役
2000年 6 月	同社代表取締役副社長	2009年 6 月	橋本総業株式会社（現橋本総業ホー ルディングス株式会社）社外取締役 （現任）
2001年 4 月	合併により三井住友カード株式会社 代表取締役副社長	2009年 8 月	当社特別顧問
		2014年 6 月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役
京都大学大学院経済学研究科・経済学部フェロー
（経済学博士）
DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー

■ 所有する当社の株式数	10,800株
■ 取締役会の出席状況	15／15回
■ 社外取締役在任年数（本総会終結時）	8年

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宇野輝氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、多くの企業での経営者としての豊富な経験と知見を有しております。現在、当社の社外取締役ならびに指名・報酬諮問委員会の委員長であり、当社取締役会において当社グループの成長戦略および経営改革に関して指摘・助言を行うなど、意思決定機能および監督機能の役割を果たしております。今後も当社の経営監督を担う立場として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者の兼職先と当社との間の特別な利害関係等

宇野輝氏の兼職先である橋本総業ホールディングス株式会社、京都大学およびDMG森精機株式会社と当社とは特別な関係はありません。

責任限定契約について

当社と宇野輝氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

独立役員としての届出について

宇野輝氏は過去に当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行（入行時は株式会社住友銀行）および、同行の関係会社において2006年2月まで業務執行者でありましたが、同行との取引は一般的な契約に基づくものであり、かつ退職後16年が経過し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、当社は宇野輝氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。同氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

6

い な こう いち
伊 奈 功 一

(1948年5月6日生：満74歳)

再任

独立役員

社外取締役

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1973年 4 月	トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社	2010年 6 月	同社代表取締役社長
		2013年 6 月	同社代表取締役会長
2002年 6 月	同社取締役	2015年 6 月	株式会社クボタ社外取締役（現任）
2007年 6 月	同社専務取締役	2016年 6 月	ダイハツ工業株式会社相談役
2009年 6 月	同社顧問	2019年 6 月	当社社外取締役（現任）
	ダイハツ工業株式会社取締役副社長		

（重要な兼職の状況）

株式会社クボタ社外取締役

一般社団法人中部産業連盟会長

所有する当社の株式数 20,900株

取締役会の出席状況 15／15回

社外取締役在任年数（本総会終結時） 3年

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊奈功一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、日本を代表する自動車メーカーでの経営者、また、技術者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在、当社の社外取締役ならびに指名・報酬諮問委員会の委員として、当社取締役会において当社グループの成長戦略および経営改革に関して指摘・助言を行うなど、意思決定機能および監督機能の役割を果たしております。今後も当社の経営監督を担う立場として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者の兼職先と当社との間の特別な利害関係等

伊奈功一氏の兼職先である株式会社クボタおよび一般社団法人中部産業連盟と当社とは特別な関係はありません。

過去5年間における他社の役員在任中の不当な業務執行等の事実、発生予防、事後対応等

伊奈功一氏は、2015年6月より株式会社クボタの社外取締役に就任し現在に至っております。同社は2018年11月に鋼板等の生産設備で使用する消耗部品（圧延用ロール）の検査成績書に関する不適切行為が行われていたことを公表いたしました。同氏は当該問題が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会等でコンプライアンス、法令順守の視点に立った提言を行ってまいりました。当該事実の認識後は、徹底した原因の究明や再発防止、検査体制の見直しを指示するなどその責務を果たしております。

責任限定契約について

当社と伊奈功一氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

独立役員としての届出について

当社は伊奈功一氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。同氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

〈ご参考〉

I. 取締役・監査役の選解任基準について

【選任基準】

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
 2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
 3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること
 4. 取締役・監査役としての責務・役割を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること
 5. 法令上求められる取締役・監査役の適格要件を満たしていること
 6. 社外取締役・監査役候補者については当社の独立性に関する判断基準を満たしていること
 7. 当該取締役候補者が選任されることで、経験や専門性の多様性を保持し、取締役会がその機能を最も効率的・効果的に発揮できるとともに、経営の監督が全社に行き届くようバランスがとれること
 8. 当該監査役候補者が選任されることで、知識・経験・専門能力のバランスがとれること
- なお、監査役のうち、最低1名は、財務および会計に関して相当の知見を有すること

【解任基準】

1. 法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合
2. 選任基準から著しく逸脱した事実が認められた場合
3. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
4. その他職務の適切な遂行が困難と認められる事由が生じた場合

II. 当社の社外役員選任基準および独立性の判断基準について

【社外役員の選任基準】

1. 人格に優れ、高い倫理観を有し、心身ともに健康であること
2. 事業運営、会社経営、法律、会計等の分野における高度な専門知識や豊富な経験を有していること
3. 取締役会等への参加のための十分な時間が確保でき、その職務を遂行する資質を有していること
4. 法令上求められる役員としての適格要件を満たしていること

【独立性に関する判断基準】

次の事項のいずれにも該当しない社外役員を「独立役員」とすることができる

1. 現在または過去において当社グループの業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（取引金額が直近事業年度における年間連結売上高の1%を超える支払いを行っている販売先および仕入先）またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
3. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円（過去3年間の平均）を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士等
5. 当社グループの会計監査を行う監査法人の所属員または当社グループの監査業務を実際に担当していた者
6. 当社の直近の株主名簿において、持株比率が10%以上の大株主および大株主である団体ならびにその団体グループの業務執行者
7. 過去3年間に於いて上記2から5までに該当した者ならびに1から6の業務執行者の配偶者または二親等以内の親族

Ⅲ. 役員の構成〔議案が承認されたのちの経営体制（予定）〕

氏 名		独立性	当社が特に期待する知見・経験					
			企業経営・ 経営戦略	海外事業経験	事業戦略	研究開発・ 生産	財務会計	法務・コンプ ライアンス
取締役	吉村 元		●	●	●	●		
	藤原 正樹		●	●	●		●	
	頭本 博司		●		●	●		
	勝嶋 肇		●		●	●		
	宇野 輝	●	●				●	
	伊奈 功一	●	●			●		
監査役	北野 市郎			●	●	●		
	榮川 和広	●	●					●
	梨岡 英理子	●	●				●	

		スキルの選定理由	スキルの要件
経営全般 のスキル	企業経営・ 経営戦略	当社グループの成長戦略の実現に向けて、企業 経営および経営戦略策定・推進のマネジメント 経験・実績が必要	企業における代表取締役や役員 としてのマネジメント経験
	海外事業経験	グローバルな事業展開に対応するため、海外で の事業マネジメント経験や海外の事業環境など の知識・経験が必要	海外現地法人の代表や海外事業 部門長または役員としての経験
事業軸 のスキル	事業戦略	当社の事業分野は、パワーエレクトロニクス技 術を基盤とするニッチかつ専門性の高い市場で あることから、当該分野における高度な知識お よび事業戦略遂行の経験が必要	事業部門の担当役員・部門長お よびこれに準じる上級管理職と しての経験
	研究開発・ 生産	安心・安全で高品質の製品を開発し、設計から 生産までの一貫生産を実現するための知識・経 験が必要	研究開発、生産に関する部門の 担当役員・部門長およびこれに 準じる上級管理職としての経験
機能軸 のスキル	財務会計	財務報告の正確性、投下資本の効率的な運用、 株主還元策を強化するための知識・経験が必要	・経理・財務部門の担当役員・ 部門長およびこれに準じる経験 ・監査法人等での経験者
	法務・コンプ ライアンス	コーポレート・ガバナンスを有効に機能させる ことならびに取締役会の実効性向上のため、法 務・コンプライアンス分野の知識・経験が必要	・法務・コンプライアンスの担 当役員・部門長としての経験 ・法律事務所等での経験者

以 上

事業報告

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度は、緊急事態宣言の発令など新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、ワクチン接種も並行して進み、経済活動が再開の方向に進みました。しかし、第4四半期には新たな変異株の出現により感染が再拡大したことで再び収束が見えにくくなったなか、ロシアによるウクライナ侵攻や資源価格の高騰などさらに先行きの不透明感を増大させることとなりました。

当社グループの事業を取り巻く環境は、製造業の設備投資の持ち直しにより、工作機械関連の需要が好調に推移したほか、自動車や半導体、電子部品などの需要が大幅に拡大した一方、原材料の供給不足に加えて素材価格の高騰により企業収益に影響を及ぼす状況になってまいりました。

このような状況のなか、当社グループは「社会課題解決に貢献」「持続的な成長に向けた変革」の2つの基本方針を掲げて当連結会計年度よりスタートした中期経営計画（3ヵ年計画）「CG23」の下、重点施策に取り組みました。具体的には既存事業の推進に加え、新エネルギー関連の製品や半導体製品の高耐圧・高容量・高信頼性に向けた開発に注力しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により営業活動を行いにくい状況ではありますが、オンライン展示会への出展に加え、年度末には感染対策をしっかりと講じて従来の対面型展示会に出展するなど販売活動にも積極的に取り組みました。急速に受注が回復していくなかで、生産面では特に電源機器事業において原材料の調達に大幅な時間を要し、その対応に追われる状況が続いております。また、年度末にかけて中国での新型コロナウイルス感染症による一部地域でのロックダウンは、当社グループにおいても物流・生産面での混乱を招いております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、好調に推移した半導体事業が牽引する形となり、売上高は226億7千5百万円（前期比16.7%増加）、営業利益は13億1千6百万円（前期比215.9%増加）、経常利益は13億1千3百万円（前期比197.7%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億4千7百万円（前期比130.5%増加）となりました。

(2) 事業の種類別セグメントの状況

半導体事業におきましては、年度を通じて当社グループの主力市場である中国を中心に海外、国内ともに好調に推移いたしました。産業用（汎用インバータ、F A サーボ、溶接機向けなど）のサイリスタ・ダイオードなどのモジュールや民生用（電化製品、温水便座、温水シャワー向けなど）ディスクリートなどあらゆる用途で前年を大きく上回り、加えて、ウエハ・チップの需要も増加し売上高は大きく増加いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、77億9千1百万円（前期比36.5%増加）となりました。セグメント利益は、生産量の増加の対応に伴う人件費等の増加などを増収および為替差益による増益が吸収し、7億6千7百万円（前期比344.9%増加）となりました。

電源機器事業におきましては、年度を通じて受注状況は堅調に推移し、特にデータセンターやパソコンで使用される電子部品・プリント配線板の増産を背景に、電子部品関係の表面処理用電源の売上高が大幅に伸びました。また、素材加工用の大型電源（リチウムイオン電池の電極材となる銅箔生成用電源、アルミエッチング用電源など）についても受注案件が増加し、下期以降の売上を牽引いたしました。生産面において第2四半期連結累計期間の終盤から半導体や電子部品などの調達リードタイムが長期化し、この状況は未だ改善には至っておりません。

以上の結果、当セグメントの売上高は、148億8千4百万円（前期比8.4%増加）となりました。セグメント利益は、原材料の調達遅延による調達コストの上昇や素材価格の上昇、また生産の遅延を取り戻すための人件費等の増加などが利益を圧迫しましたが、増収効果により5億4千8百万円（前期比124.7%増加）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高

区 分	第 87 期		第 88 期 (当連結会計年度)	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
半 導 体 事 業	5,709	29.4	7,791	34.4
電 源 機 器 事 業	13,727	70.6	14,884	65.6
合 計	19,436	100.0	22,675	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、5億1千3百万円であります。

その主なものは、当社の半導体事業における新製品、生産能力増強に関する設備投資額3億4千6百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当期において重要な資金調達はありません。

(5) 重要な組織再編等の状況

他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は2021年11月1日をもって、大阪電装工業株式会社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。

(6) 企業集団の財産および損益の状況

区 分		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
		第 85 期	第 86 期	第 87 期	第 88 期 (当連結会計年度)
売 上 高	(百万円)	24,369	21,875	19,436	22,675
経 常 利 益	(百万円)	1,804	243	441	1,313
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純 損 失 (△)	(百万円)	1,339	△680	497	1,147
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純 損 失 (△)	(円)	93.44	△48.22	35.42	83.30
総 資 産	(百万円)	28,532	24,051	24,846	27,146
純 資 産	(百万円)	19,952	18,489	19,336	19,810
1株当たり純資産額	(円)	1,410.77	1,316.15	1,376.49	1,541.90

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、円単位の記載金額は、小数点3位以下を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、自己株式控除後の株式数を使用しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

(7) 対処すべき課題

世界全体でのカーボンニュートラルの実現を目指すなか、日本政府は、2020年10月「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を発表いたしました。この成長戦略では、次世代再生可能エネルギーに加え、蓄電池産業、半導体産業など当社グループに関連する分野に対して具体的な取り組み目標が定められています。

当社グループは、電力使用時や電力を蓄える際に発生する電力損失を、最適な電気回路構成で低く抑えるための技術を創業当時から培ってきました。この技術を活かし、脱炭素社会を実現するために重要な役割を果たす太陽光発電システム用パワーコンディショナーや蓄電システム用・燃料電池用インバーターなどの電源機器を開発しています。また、これらの電源機器を支えるコアデバイスとして高電圧・大電流パワー半導体や高効率次世代化合物パワー半導体を開発しています。当社グループは、事業活動を通じて社会課題を解決することで、持続的な成長を実現するとともに社会的な責任を果たしていきます。

〔経営方針〕

当社グループは創業以来、パワーエレクトロニクスの分野において社会が必要とする製品をメーカーとして真摯に提供し続けることを実践しています。当社グループは、産業用の用途とともに、社会インフラに欠かせない電力エネルギーを高効率に変換する技術を培い、パワー半導体ならびに小型カスタム電源から大型電源機器までを開発・製造しております。当社グループは、これからの地球の未来を支える電気、その姿を効率よく、自在にカタチを変えることでクリーンエネルギー社会の実現に向け貢献してまいります。

当社グループは、10年後のありたい姿を次のように掲げております。

10年後のありたい姿： Global Power Solution Partner

- ・創業以来の強みのパワーエレクトロニクス関連技術は世界トップレベルにまで磨かれている
- ・パワーエレクトロニクス関連技術を武器にお客様の困りごとを徹底的に掘り起こし解決している
- ・目線はグローバル。全地球規模で事業を展開している
- ・誠実さと品質に対し抜群の信頼感を社会から得ている

現在は、安定的な事業成長を実現する基本戦略を一段と推し進めるべく中期経営計画「CG23」（2022年3月期から2024年3月期までの3ヵ年）を策定し、推進中であります。

〔中期経営計画「CG23」（2022年3月期～2024年3月期）〕

CG23
Change to Growth 2023

スローガン

Change to Growth

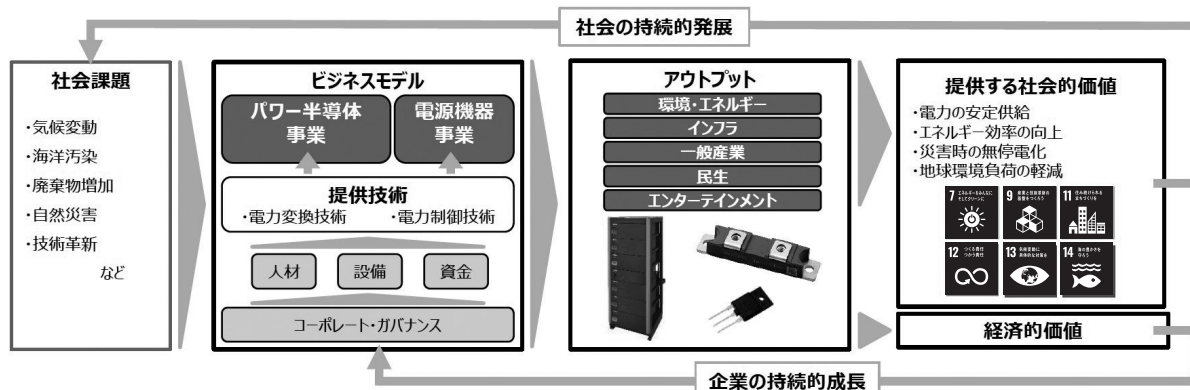
～ 三社電機グループは、社会とともに持続的な成長と発展に向けた取り組みを推進します ～

中期経営計画では、当社グループの経営理念「社会に価値ある製品を」のもとに以下の2つの基本方針を掲げ、重点施策を推進してまいります。また、お客様の声を聴き、期待にお応えする唯一無二のパートナーであり続ける企業となるために「Global Power Solution Partner（グローバル・パワー・ソリューション・パートナー）」を目指し、電力変換・制御技術を生かした製品の開発を通じて、グローバル目線で“脱炭素社会の実現”など社会課題の解決に貢献するとともに、安心・安全な製品・サービスを提供してまいります。

基本方針：

- ・社会課題解決に貢献
- ・持続的な成長に向けた変革

さらに、当社グループの理念・ビジョンおよびこれらに基づく取り組みは、2015年に国連で提唱されたSDGs（持続可能な開発目標）と綿密な関係があります。今後も当社グループの技術を最大限に活用し、エネルギー効率の改善、再生可能エネルギー、気候変動、海洋汚染、災害対応などの社会課題を解決することでSDGsの達成に貢献し、サステナブルな社会の実現と当社グループの持続的な成長を目指します。



各事業の重点項目は次のとおりです。

半導体事業

事業方針：高電流・高耐圧、高効率、高信頼性の追求でシェアアップを目指す

重点施策

- ① 高電流・高耐圧、高効率、高信頼性をコンセプトにした商品ラインナップの拡充
メサ技術の特長である高耐圧に加え、CO₂排出量削減に貢献できるよう、低リーク電流・低損失、低環境負荷をコンセプトとしたラインナップ充実を図っていく計画です。

SiCパワーモジュールにつきましては、当社の特長である高信頼性大型トランスファーマールドパッケージ※でラインナップを充実させ、新たな用途に展開するなど拡販に努めます。

※トランスファーマールドとは、熱硬化性樹脂の成型法の一つで、材料を加熱して軟化させてから金型へ圧入することで成形加工する方法です。

- ② スマートファクトリーを目指す

主要工程に自動化設備を導入し、生産効率を向上させるとともに、バラツキによる工程不良発生根絶を目指します。

また、開発・設計部門では、構造の最適化・標準化を行い、部材の標準化、設計の効率化をはかってまいります。

さらに、工程情報と半導体統括管理システムの連携強化により、生産工程を「見える化」し、原材料調達ならびに在庫管理の仕組みを一元管理することでQCD（品質・コスト・納期）のさらなる改善を行い、岡山工場の生産活動ポリシーである「お客様のご要望にお応えしたオンリーワン製品を独自技術で必要なときにタイムリーにお届けする。」を実現してまいります。

電源機器事業

事業方針：水素・新エネルギー分野の拡大と基盤分野の強化

重点施策

① 水素・新エネルギー、環境分野の拡大

脱炭素社会の実現に向けて、水素エネルギー・新エネルギーの活用が期待されています。当社グループは、以前から太陽光発電システムに使用するパワーコンディショナーを開発・製造し、多くのお客様に納入してきましたが、2022年3月期からの中期経営計画では、太陽光パワーコンディショナーで培った技術を継承し、新たな技術を加え、燃料電池や蓄電池用のパワーコンディショナー開発に注力してまいります。

また、再生可能エネルギーを主力電源にするには、電気を貯めて調整する蓄電池を利用する技術が不可欠となり、開発・実用化が進められています。当社グループは、蓄電池・燃料電池の性能試験・評価用の電源を開発し、提供してまいります。

② 基盤分野の強化

国内シェアNo.1※の表面処理用電源は、通信規格「5G」対応のスマートフォン市場拡大、EV市場拡大から、プリント基板や電子部品関連、アルマイト設備の需要を見込み、電力変換効率を向上させた新製品の開発を行い、販売を強化してまいります。リチウムイオン電池の負極材で使われる銅箔の生成用電源においても、従来品に比べて高効率型を提供してまいります。

また、一瞬たりとも電圧低下や停電が許されないデータセンターやインフラ設備などで使用されている無停電電源装置（UPS）は、自然災害により頻発する停電などに対し、業種や事業規模、地域を問わず備えるべき設備との考えから、幅広くニーズにお応えしてまいります。

※一般社団法人日本表面処理機材工業会「2018年度電源販売動態統計」を基に当社推定

③ 電源機器の単体販売からソリューション販売

2012年、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによってつくられた電気を電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT）がスタートいたしましたが、買取価格の大幅な下落に伴い、発電した電気を売却せず自家消費する時代へ移る傾向にあり、これを背景に、蓄電池の需要が着実に増加すると予想されています。当社グループは、蓄電池用パワーコンディショナー単体だけでなく、蓄電池制御やネットワーク機能などを組み合わせたシステム提案を行ってまいります。

また、子会社の株式会社三社ソリューションサービスでは、保守サポート体制を整備し、顧客リレーションシップを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サンレックスコーポレーション	2,510千US\$	100.0%	半導体素子、電源機器の販売
サンレックスリミテッド	7,000千HK\$	100.0%	海外部材の調達、 半導体素子、電源機器の販売
サンレックスアジア パシフィックPTE.LTD.	381千US\$	100.0%	半導体素子、電源機器の販売
三社電機（上海）有限公司	250千US\$	100.0%	半導体素子の販売
三社電機（広東）有限公司	23,677千元	100.0%	電源機器の製造販売
株式会社三社ソリューションサービス	50,000千円	100.0%	機器据付試運転、修理、保守、施工請負、電源機器およびそのシステムの販売
株式会社諏訪三社電機	350,000千円	100.0%	電源装置等の電子機器の製造販売
東莞伊斯丹電子有限公司	35,569千元	100.0% (100.0%)	電源装置等の電子機器の製造販売
大阪電装工業株式会社	12,000千円	100.0%	産業用乾式変圧器の製造・販売

(注) 1. 議決権比率の（ ）内の数字は、間接保有する議決権比率を内数で記載しております。

2. 当社は、大阪電装工業株式会社の全株式を2021年11月1日付で取得し、連結子会社といたしました。

(9) 主要な事業セグメント（2022年3月31日現在）

下記製品の製造販売

半導体素子：ダイオード・サイリスタ・トライアックのモジュール製品およびディスクリート製品

電源機器：直流電源、表面処理用電源、交流無停電電源装置、電動機制御用電源、電気炉用電源、調光装置、光源機器用電源、洗浄機、アーク溶接機、歯科用機器、交流電源装置

(10) 主要拠点等 (2022年3月31日現在)

① 当社

本	社	:	(大阪市東淀川区)	
支店および営業所	:	東京支店	(東京都台東区)	
	:	中部営業所	(名古屋市東区)	
	:	九州営業所	(福岡市博多区)	
	:	ソウル支店	(韓国)	
	:	台北支店	(台湾)	
	:	ヘルシンキ支店	(フィンランド)	
工	場	:	滋賀工場 (滋賀県守山市)	
	:	岡山工場	(岡山県勝田郡奈義町)	
研	究	所	:	(大阪市東淀川区)

② 子会社

サンレックスコーポレーション	:	本社 (アメリカ)
サンレックスリミテッド	:	本社 (香港)
サンレックスアジアパシフィックPTE.LTD.	:	本社 (シンガポール)
三社電機 (上海) 有限公司	:	本社 (中国)
三社電機 (広東) 有限公司	:	本社・工場 (中国)
株式会社三社ソリューションサービス	:	本社 (大阪市東淀川区)
株式会社諏訪三社電機	:	本社・工場 (長野県茅野市)
東莞伊斯丹電子有限公司	:	本社・工場 (中国)
大阪電装工業株式会社	:	本社・工場 (大阪市東淀川区)

(注) 当社は、大阪電装工業株式会社の全株式を2021年11月1日付で取得し、連結子会社といたしました。

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況（2022年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比
半導体事業	247名	1名増
電源機器事業	1,042名	30名増
全社（共通）	116名	7名減
合 計	1,405名	24名増

（注）臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況（2022年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比	平 均 年 齢	平均勤続年数
合 計	667名	11名減	46.2歳	19.8年

（注）臨時従業員は含まれておりません。

(12) 主要な借入先および借入額（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 42,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,950,000株（自己株式2,102,122株含む）
- (3) 株主数 7,278 名（前期末比1,580名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
パナソニック株式会社	2,164	16.85
合同会社みやしろ	758	5.90
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	614	4.78
三社電機従業員持株会	394	3.07
四方 邦夫	330	2.57
株式会社池田泉州銀行	314	2.44
株式会社三井住友銀行	280	2.18
森田 幸也	242	1.88
四方 英生	228	1.78
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	206	1.61

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式を2,102,122株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は、自己株式を除いて算出し、小数点3位以下を四捨五入して表示しております。

4. パナソニック株式会社は、2022年4月1日付で商号をパナソニックホールディングス株式会社に変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 1,200,000株
- ③ 取得価額 978,000,000円
- ④ 取得日 2022年1月28日

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 村 元	取締役会議長 指名・報酬諮問委員会委員
取締役専務執行役員	藤 原 正 樹	経営企画本部長 指名・報酬諮問委員会委員
取締役常務執行役員	頭 本 博 司	半導体事業統括兼半導体製造本部長 三社電機（上海）有限公司董事長
取 締 役	宇 野 輝	指名・報酬諮問委員会委員長 橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役 京都大学大学院経済学研究科・経済学部フェロー（経済学博士） DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー
取 締 役	伊 奈 功 一	指名・報酬諮問委員会委員 株式会社クボタ社外取締役 一般社団法人中部産業連盟会長
監 査 役 （ 常 勤 ）	北 野 市 郎	株式会社三社ソリューションサービス監査役 株式会社諏訪三社電機監査役
監 査 役	榮 川 和 広	榮和法律事務所所長 株式会社エスケーエレクトロニクス社外取締役（監査等委員）
監 査 役	梨 岡 英 理 子	株式会社環境管理会計研究所代表取締役 梨岡会計事務所所長 同志社大学商学部講師（嘱託）

- (注) 1. 取締役宇野輝氏および取締役伊奈功一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、宇野輝氏および伊奈功一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役榮川和広氏および監査役梨岡英理子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、榮川和広氏および梨岡英理子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役梨岡英理子氏は、公認会計士および税理士の有資格者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、株主代表訴訟担保特約条項に関しては各役員等個人負担とし、その他は会社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	99 (19)	72 (19)	27 (-)	- (-)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (8)	21 (8)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	121 (27)	93 (27)	27 (-)	- (-)	10 (4)

(注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第87期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）2名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2007年6月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金を当社所定の基準に基づきそれぞれの退任時に支給することを同総会で決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し388百万円の役員退職慰労金を支給しております。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は「連結営業利益率」であり、当事業年度における連結営業利益率の実績は5.8%であります。当該指標を選択している理由は、当事業年度の業績評価に関わる最重要経営指標としているためです。当社の業績連動報酬は、役職別の基準額に対して連結営業利益率に応じた係数を乗じて算定しております。

取締役の業績連動報酬の額は、指名・報酬諮問委員会において当事業年度の連結営業利益率に応じて審議し、取締役会に答申しております。取締役会は、同委員会の答申に基づき、取締役の業績連動報酬額を決定しております。

二. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第74期定時株主総会において年間報酬限度額を3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

監査役の金銭報酬の額は、1993年6月28日開催の第59期定時株主総会において年間報酬限度額を4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は1名）です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2018年3月28日開催の取締役会において、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決議しております。当該決議については、2019年11月26日に任意の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会において妥当性を確認しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

- ・当社の持続的な成長と中長期的企業価値の向上を目的として、経営理念およびグループビジョンに則した職務の遂行を最大限に促すとともに、業績向上への貢献意欲をさらに高める報酬制度とします。
- ・外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて健全なインセンティブが機能するよう、役職ごとの固定額とする基本報酬と業績連動報酬とで構成します。
- ・業務執行から独立した立場にある社外取締役、監査役（社内および社外）の報酬は、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみとします。

ヘ. 役員の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の当事業年度の基本報酬は、「取締役報酬規程」において役職別に設定した固定報酬として、外部調査機関による役員報酬調査データを基に指名・報酬諮問委員会において審議しております。

取締役の個別の報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長吉村元に決定を委任するものとし、代表取締役社長は株主総会で決議された報酬等の総額の限度額内において、指名・報酬諮問委員会の審議により答申された取締役の個別報酬額に基づき決定いたします。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ取締役の個別の報酬の決定を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認をしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役の報酬総額の限度額内において、監査役の協議により決定しております。

ト. 当事業年度にかかる報酬額の決定に関する事項

当事業年度にかかる報酬額の決定過程における指名・報酬諮問委員会の審議事項は、以下のとおりです。

- ・2020年12月23日：基本方針の確認、役員報酬水準・構成・制度の妥当性確認
- ・2021年 4月22日：役員報酬個別報酬額について
- ・2022年 4月27日：2022年3月期における業績連動報酬支給について

なお、委員長および委員の全員が出席し、出席率100%となりました。2021年12月27日以降、役員報酬審議に関しては、オブザーバーとして社外監査役1名が出席しております。

また、当事業年度にかかる報酬額の決定過程における取締役会の審議事項は、以下のとおりです。

- ・2021年 6月25日：取締役報酬について（2022年3月期の取締役報酬を決定）
- ・2022年 5月10日：取締役に対する業績連動報酬の決定

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
重要な兼職の状況は、「(1)取締役および監査役の状況」に記載のとおりです。
なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況と役割
取 締 役	宇 野 輝	・当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、多くの企業での経営者としての豊富な経験と知見を生かし、積極的な意見・提言を行っております。 ・指名・報酬諮問委員会の委員長として議事運営を行い、取締役等の指名、報酬について審議し、答申案をとりまとめるなど重要な役割を果たしております。
取 締 役	伊 奈 功 一	・当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、日本を代表する自動車メーカーでの経営者として、また、技術者としての豊富な経験と知見を生かし、積極的な意見・提言を行っております。 ・指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監 査 役	榮 川 和 広	・当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。また、工場ならびに国内子会社への往査を実施するとともに、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 ・2021年12月27日からは、指名・報酬諮問委員会の役員報酬審議に関しては、オブザーバーとして出席しております。
監 査 役	梨岡英理子	・当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。また、工場ならびに国内子会社への往査を実施するとともに、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 金額には消費税を含めておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会社法第340条に定める場合に該当する会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である等その必要があると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を審議し株主総会に提案いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題のひとつとして認識し、安定的な配当を継続することを基本の方針としております。

また、内部留保資金につきましては、企業の安定的かつ継続的發展のために必要な資金を確保し、有効に活用していく所存であります。

なお、当期の期末配当金につきましては、上記の方針のもと、当期の業績および財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案し、取締役会において1株当たり17円とさせていただく旨を決議いたしました。この結果、中間配当8円と合わせて年間配当金25円となります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,819	流 動 負 債	6,905
現 金 及 び 預 金	5,026	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,470
受 取 手 形	838	電 子 記 録 債 務	337
売 掛 金	6,364	未 払 金	913
電 子 記 録 債 権	1,242	未 払 費 用	609
商 品 及 び 製 品	2,634	未 払 法 人 税 等	195
仕 掛 品	1,591	契 約 負 債	388
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,618	賞 与 引 当 金	565
そ の 他	562	製 品 保 証 引 当 金	57
貸 倒 引 当 金	△59	受 注 損 失 引 当 金	40
		そ の 他	326
固 定 資 産	6,326	固 定 負 債	431
有 形 固 定 資 産	5,259	リ ー ス 債 務	101
建 物 及 び 構 築 物	1,866	未 払 役 員 退 職 慰 労 金	68
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	517	退 職 給 付 に 係 る 負 債	52
土 地	2,238	繰 延 税 金 負 債	161
リ ー ス 資 産	295	そ の 他	48
建 設 仮 勘 定	79	負 債 合 計	7,336
そ の 他	262	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	143	株 主 資 本	18,795
の れ ん	28	資 本 金	2,774
そ の 他	114	資 本 剰 余 金	2,698
投 資 そ の 他 の 資 産	924	利 益 剰 余 金	15,226
投 資 有 価 証 券	24	自 己 株 式	△1,903
退 職 給 付 に 係 る 資 産	508	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,014
繰 延 税 金 資 産	255	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5
そ の 他	135	為 替 換 算 調 整 勘 定	901
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	107
資 産 合 計	27,146	純 資 産 合 計	19,810
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,146

連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		22,675
売上原価		17,227
販売費及び一般管理費		5,447
営業外収益		4,131
受取利息	10	1,316
受取配当金	2	
受取賃貸料	14	
売却電収入	6	
受取保険金	22	
その他費用	27	83
営業外費用		
支払利息	10	
デリバティブ評価損	8	
為替差損	63	
その他	4	87
経常利益		1,313
特別利益		
投資有価証券売却益	7	7
税金等調整前当期純利益		1,320
法人税、住民税及び事業税	228	
法人税等調整額	△55	173
当期純利益		1,147
親会社株主に帰属する当期純利益		1,147

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,836	流 動 負 債	5,326
現金及び預金	2,760	買掛金	3,154
受取手形	423	リース債務	32
売掛金	4,267	未払金	835
電子記録債権	1,020	未払費用	402
商品及び製品	1,453	未払法人税等	127
仕掛品	1,191	契約負債	33
原材料及び貯蔵品	1,131	預り金	208
前払費用	47	賞与引当金	427
未収入金	434	製品保証引当金	53
関係会社貸付金	100	受注損失引当金	40
その他	5	その他	10
固 定 資 産	8,480	固 定 負 債	650
有 形 固 定 資 産	4,466	関係会社長期借入金	518
建物	1,464	繰延税金負債	80
構築物	135	退職給付引当金	14
機械及び装置	457	資産除去債務	37
車両及び運搬具	0	負 債 合 計	5,977
工具器具及び備品	212	純 資 産 の 部	
土地	1,998	株 主 資 本	15,334
リース資産	126	資本剰余金	2,774
建設仮勘定	71	資本剰余金	2,698
無 形 固 定 資 産	86	資本準備金	2,698
借地権	1	利益剰余金	11,764
ソフトウェア	84	利益準備金	325
投資その他の資産	3,926	その他利益剰余金	11,439
投資有価証券	24	建物圧縮積立金	25
関係会社株式	1,168	土地圧縮積立金	301
関係会社出資金	426	別途積立金	3,400
関係会社長期貸付金	1,949	繰越利益剰余金	7,712
前払年金費用	328	自 己 株 式	△1,903
その他	30	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5
資 産 合 計	21,316	その他有価証券評価差額金	5
		純 資 産 合 計	15,339
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,316

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	15,908
売 上 原 価	12,480
売 上 総 利 益	3,428
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,486
営 業 利 益	942
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	128
受 取 賃 貸 料	11
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	31
売 電 収 入	6
受 取 保 険 金	22
為 替 差 益	1
そ の 他	11
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2
そ の 他	4
経 常 利 益	1,148
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7
税 引 前 当 期 純 利 益	1,155
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	129
法 人 税 等 調 整 額	△2
当 期 純 利 益	1,028

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 三社電機製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	田	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹	下	晋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三社電機製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三社電機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 三社電機製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 下 晋 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三社電機製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討するとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社 三社電機製作所 監査役会

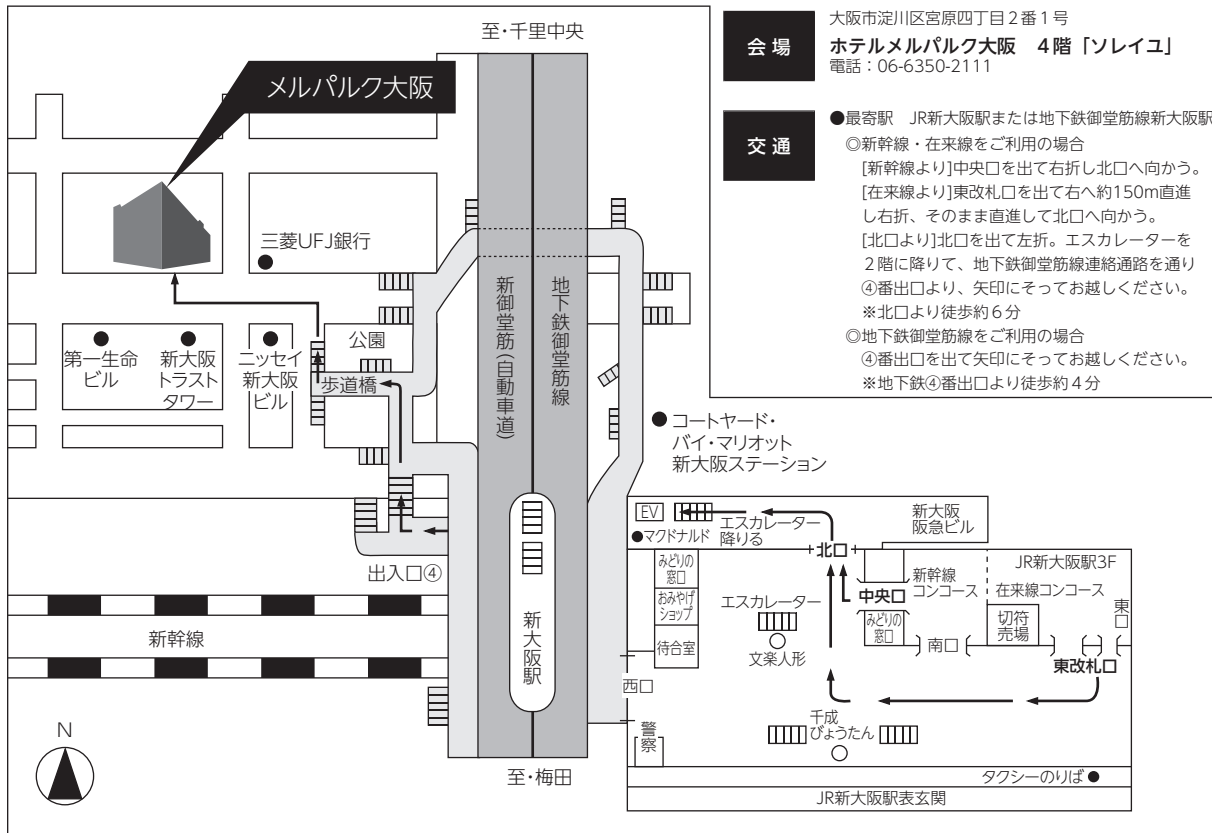
常勤監査役 北 野 市 郎 ㊟

社外監査役 榮 川 和 広 ㊟

社外監査役 梨 岡 英 理 子 ㊟

以 上

第88期定時株主総会 会場ご案内略図



※お車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 三社電機製作所

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。